

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和7年1月1日現在の本市の人口は36,933人となっており、急速な少子高齢化が進んでいる。

令和2年から始まったコロナ禍は、ワクチンの普及などにより収束に向かっているが、長期にわたる影響で中小企業者は深刻な打撃を受けており、回復は遅れている状況にある。このような中、ウクライナ情勢を一因とする物価の高騰や原油価格の高騰など負の要因が重なり、特に原材料価格の高止まりや急激に進行する円安によって、依然として地域の中小企業者は厳しい経営環境に置かれている。

また、中小企業者は、人手不足や高齢化などの構造的な課題に加え、働き方改革、消費税およびインボイスの制度改正など、様々な課題に直面している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の設備投資を活性化し、地域における経済の振興を図ることを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

少子高齢化や人口減少による地域内での消費の縮小、働き手不足や後継者不在による廃業など事業の存続自体が厳しい経営環境におかれている。このため、中小企業者における先端設備等の導入を推進し、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内全域にわたって広域に立地している。全市域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は３年間、４年間、５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。